

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

No.	名 称	根拠法規名	担 任 事 務	委嘱数 (人)	担 当 課
1	高槻市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	(1) 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。 (2) 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。	33	危機管理室
2	高槻市防災会議	災害対策基本法	(1) 高槻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること (3) 先に掲げる重要事項に関し、市長に意見を述べること (4) このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する業務	40	危機管理室
3	高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	高槻市附属機関設置条例	人口ビジョン及び総合戦略についての重要事項の調査審議に関する事務	8	総合戦略部 みらい創生室
4	高槻市みらい創生審議会	高槻市附属機関設置条例	市長の諮問に応じ、みらい創生に関する重要施策の推進についての調査審議に関する事務	5	総合戦略部 みらい創生室
5	高槻市指定管理者選定委員会	高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	指定管理者の候補者の選定に係る意見を聴取及び市長の諮問に応じ、公の施設における指定管理者制度の導入及び指定管理者の公募その他指定管理者の選定に関し必要な事項の調査審議	6	総合戦略部 みらい創生室
6	高槻市公正職務審査会	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	次に掲げる事項について審査を行うほか、条例の施行に関する重要事項について意見を述べる。 (1) 不当要求であるかどうかを判断できない要望等への対応 (2) 不当要求を中止させるために必要な措置	3	総務部 法務ガバナンス室
7	高槻市行政不服等審査会	行政不服審査法	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の処理その他次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 次に掲げる審査請求に関する事項 ア 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求 イ 情報公開条例第15条第2項に規定する審査請求 ウ 市議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する審査請求 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項 (3) 個人情報保護法施行条例、情報公開条例又は市議会個人情報保護条例によりその権限に属することとされた事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の保護及び情報の公開に関する重要事項として規則で定める事項	5	総務部 法務ガバナンス室

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

No.	名 称	根拠法規名	担 任 事 務	委 嘱 数 (人)	担 当 課
8	高槻市非常勤職員公務災害補償等審査会	高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者の申立に係る審査	3	総務企画部 総務企画課
9	高槻市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定しようとするときに係る意見聴取	5	総務企画部 総務企画課
10	高槻市入札等監視委員会	高槻市附属機関設置条例	入札及び契約に関する事項についての調査審議並びに市長に対する意見の具申並びに入札及び契約に係る苦情処理についての審議に関する事務	3	総務部 契約検査課
11	高槻市債権管理審議会	高槻市債権の管理に関する条例	高槻市債権の管理に関する条例第13条第2項に定めるもののほか、市の債権の有無に関する事項についての調査審議	3	総務部 総務課
12	高槻市公民館運営審議会	高槻市立公民館条例	公民館における各種の事業の企画実施についての調査審議	14	市民生活環境部 城内公民館
13	高槻市図書館協議会	高槻市立図書館条例	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕についての意見の申述	8	市民生活環境部 中央図書館
14	高槻市スポーツ推進審議会	高槻市附属機関設置条例	スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	9	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
15	高槻市文化振興審議会	高槻市附属機関設置条例	文化の振興に関する総合的施策その他重要事項についての調査審議に関する事務	10	市民生活環境部 文化スポーツ振興課
16	高槻市人権施策推進審議会	高槻市人権尊重の社会づくり条例	市長の諮問に応じ、人権に関する施策の推進に関する基本的事項の調査審議	12	市民生活環境部 人権・男女共同参画課
17	高槻市男女共同参画審議会	高槻市男女共同参画推進条例	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること。 (2) 男女共同参画計画の実施状況に関すること	14	市民生活環境部 人権・男女共同参画課

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

No.	名 称	根拠法規名	担 任 事 務	委嘱数 (人)	担 当 課
18	高槻市環境・温暖化対策審議会	高槻市環境基本条例	次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 環境基本計画に関すること。 (2) 地球温暖化対策に関すること。 (3) その他環境の保全及び創造に関する重要事項	19	市民生活環境部 環境政策課
19	高槻市社会福祉審議会	社会福祉法	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議	46※	健康福祉部 地域共生社会推進室
20	高槻市民生委員推薦会	民生委員法	民生委員の推薦	14	健康福祉部 地域共生社会推進室
21	高槻市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	国民健康保険事業の運営に関する事項（国民健康保険法の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議	14	健康福祉部 国民健康保険課
22	高槻市介護認定審査会	介護保険法	介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務	141	健康福祉部 長寿介護課
23	高槻市地域包括ケア推進会議	高槻市介護保険条例	次に掲げる事項の調査審議する。 (1) 支援対象被保険者（介護保険法第115条の48第2項に規定する支援対象被保険者をいう。次号において同じ。）への適切な支援に関すること。 (2) 支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関すること。	12	健康福祉部 長寿介護課
24	高槻市老人ホーム入所判定委員会	高槻市附属機関設置条例	老人福祉法第11条第1項及び第2項に規定する老人ホームへの入所措置（以下この項において「措置」という。）及び措置の継続の要否並びに措置を要しない者に対する在宅老人福祉対策事業の利用についての調査審議に関する事務	7	健康福祉部 福祉相談支援課
25	高槻市障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	次に掲げる事務を行う。 (1) 障がい者等の障害支援区分の審査及び判定 (2) 介護給付費等及び地域相談支援給付費の支給要否決定に係る意見	15	健康福祉部 障がい福祉課

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

	名 称	根拠法規名	担 任 事 務	委嘱数 (人)	担 当 課
26	高槻市保健医療審議会	高槻市附属機関設置条例	地域保健及び地域医療に関する総合的施策その他重要事項の調査審議に関する事務	17	健康福祉部 健康医療政策課
27	高槻市予防接種委員会	高槻市附属機関設置条例	予防接種の運営及び健康被害についての調査審議に関する事務	10	健康福祉部 健康医療政策課
28	高槻市感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 都道府県知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第20条第4項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。 (2) 第18条第6項及び第19条第7項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。	6	健康福祉部 保健予防課
29	高槻市感染症発生動向調査委員会	高槻市附属機関設置条例	感染症発生動向の把握、分析及びその結果の公表並びに感染症の予防及び対策についての審議に関する事務	8	健康福祉部 保健予防課
30	高槻市自殺対策連絡協議会	高槻市附属機関設置条例	自殺の予防及び対策についての調査審議に関する事務	17	健康福祉部 保健予防課
31	高槻市子ども・子育て会議	高槻市附属機関設置条例	子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援に関する重要事項の調査審議に関する事務	11	子ども未来部 保育幼稚園事業課
32	高槻市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費支給認定をしないこととするときの審査	3	子ども未来部 子ども保健課
33	高槻市乳幼児療育事業入室等選考委員会	高槻市立療育センター条例	次に掲げる事項の調査審議する。 (1) 乳幼児療育事業の利用の申請に対する利用の可否に関すること。 (2) 利用者ごとの乳幼児療育事業の内容及び利用期間に関すること。	6	子ども未来部 子育て総合支援センター
34	高槻市青少年問題協議会	高槻市附属機関設置条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	8	子ども未来部 青少年課

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

	名 称	根拠法規名	担当事務	委嘱数 (人)	担 当 課
35	高槻市バリアフリー推進協議会	高槻市附属機関設置条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4第1項及び第26条第1項に規定する協議及び連絡調整その他同法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び法第25条第1項に規定する基本構想に関する重要事項の調査審議に関する事務	23	都市創造部 都市づくり推進課
36	高槻市景観審議会	高槻市景観審議会条例	本市における景観の形成及び屋外広告物に関する重要事項の調査審議	11※	都市創造部 都市づくり推進課
37	高槻市地域公共交通協議会	高槻市附属機関設置条例	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する協議及び都市・地域総合交通戦略その他地域公共交通に関する重要事項の調査審議に関する事務	23	都市創造部 都市づくり推進課
38	高槻市都市計画審議会	高槻市都市計画審議会条例	次に掲げる事項の調査審議 (1) 都市計画法によりその権限に属させられた事項 (2) 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項	19	都市創造部 都市づくり推進課
39	高槻市ぱちんこ遊技場建築審議会	高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例	高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例第5条第1項に規定する同意その他この条例の施行に関する重要な事項についての調査審議	8	都市創造部 審査指導課
40	高槻市ホテル等建築審議会	高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例	高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例第5条第1項に規定する同意その他同条例の施行に関する重要な事項についての調査審議	8	都市創造部 審査指導課
41	高槻市開発審査会	都市計画法	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせる。	7	都市創造部 審査指導課
42	高槻市建築審査会	建築基準法	建築基準法に規定する同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項の調査審議	7	都市創造部 審査指導課
43	高槻市空家等対策審議会	高槻市附属機関設置条例	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他同法第2条第2項に規定する特定空家等及び同法第13条第1項に規定する管理不全空家等に関する重要事項の調査審議に関する事務	8	都市創造部 住宅課
44	高槻市農林業活性化審議会	高槻市農林業の活性化に関する条例	・農林業の活性化に向けた基本計画を定めるに当たっての意見聴取 ・市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議 (1) 農林業の活性化に向けた基本計画の実施状況に関すること。 (2) その他農林業の活性化に関する重要事項に関すること。	10	街にぎわい部 農林緑政課

令和6年度 附属機関一覧表

(令和6年5月1日現在)

No.	名 称	根拠法規名	担任意務	委嘱数 (人)	担 当 課
45	高槻市緑地環境保全等審議会	高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例	高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、同条例の施行に関する重要事項についての審議	10	街にぎわい部 農林緑政課
46	高槻市産業振興審議会	高槻市附属機関設置条例	産業の振興に関する総合的施策その他重要事項の調査審議に関する事務	16	街にぎわい部 産業振興課
47	高槻市芥川城跡保存活用検討委員会	高槻市附属機関設置条例	芥川城跡の歴史的評価及び保存活用についての調査審議に関する事務	3	街にぎわい部 文化財課
48	高槻市史跡整備指導検討会	高槻市附属機関設置条例	市内に所在する史跡の保存及び公開についての調査審議に関する事務	7	街にぎわい部 文化財課
49	高槻市文化財保護審議会	高槻市文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し市長に建議する。	6	街にぎわい部 文化財課
50	高槻市社会教育委員会	高槻市社会教育委員条例	(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。 (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。	9	教育委員会事務局 教育総務課
51	高槻市奨学生選考委員会	高槻市奨学金貸付基金条例	奨学生の選定に係る意見の申述	7	教育委員会事務局 保健給食課
52	高槻市立中学校区学校運営協議会	高槻市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関しての協議	8	教育委員会事務局 教育指導課
53	高槻市自動車運送事業審議会	高槻市自動車運送事業の設置等に関する条例	自動車運送事業の経営の改善に関する重要事項の審議	10	交 通 部 総務企画課
54	高槻市水道事業審議会	高槻市水道事業の設置等に関する条例	水道事業の経営の改善に関する重要事項の審議	10	水 道 部 総務企画課

委員数の※については、臨時委員を含みません。